

令和2年1月28日から
令和2年1月28日まで

標 茶 町 議 会
第 1 回 臨 時 会 議 録

於 標茶町役場 議場

令和2年標茶町議会第1回臨時会会議録目次

第1号（1月28日）

| | |
|----------------------------------|----|
| 開会の宣告 | 3 |
| 開議の宣告 | 3 |
| 会議録署名議員の指名 | 3 |
| 会期決定 | 3 |
| 行政報告及び諸般報告 | 3 |
| 議案第1号 標茶町育成牧場条例の一部を改正する条例の制定について | 4 |
| 議案第2号 標茶町めん羊振興に関する条例の制定について | 9 |
| 閉議の宣告 | 21 |
| 閉会の宣告 | 21 |

令和2年第1回標茶町議会臨時議会会議録

○議事日程（第1号）

令和2年1月28日（火曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 議案第 1号 標茶町育成牧場条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第 2号 標茶町めん羊振興に関する条例の制定について
- 第 6 議案第 3号 令和元年度標茶町一般会計補正予算
令和元年度標茶町病院事業会計補正予算

○出席議員（12名）

- | | |
|---------------|---------------|
| 1番 渡 邊 定 之 君 | 2番 類 瀬 光 信 君 |
| 3番 長 尾 式 宮 君 | 4番 松 下 哲 也 君 |
| 5番 熊 谷 善 行 君 | 6番 鈴 木 裕 美 君 |
| 8番 深 見 迪 君 | 9番 本 多 耕 平 君 |
| 10番 黒 沼 俊 幸 君 | 11番 鴻 池 智 子 君 |
| 12番 後 藤 勲 君 | 13番 菊 地 誠 道 君 |

○欠席議員（0名）

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

- | | |
|---------|-----------|
| 町 長 | 佐 藤 吉 彦 君 |
| 副 町 長 | 牛 崎 康 人 君 |
| 総 務 課 長 | 齊 藤 正 行 君 |
| 企画財政課長 | 武 山 正 浩 君 |
| 保健福祉課長 | 石 塚 剛 君 |
| 農 林 課 長 | 長 野 大 介 君 |
| 育成牧場長 | 常 陸 勝 敏 君 |
| 病院事務長 | 浅 野 隆 生 君 |
| 教 育 長 | 島 田 哲 男 君 |

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 佐 藤 弘 幸 君
議 事 係 長 小 野 寺 一 信 君

(議長 菊地誠道君議長席に着く。)

◎開会の宣告

- 議長（菊地誠道君） ただいまから令和2年標茶町議会第1回臨時会を開会します。
ただいまの出席議員12名であります。

(午前10時00分開会)

◎開議の宣告

- 議長（菊地誠道君） 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（菊地誠道君） 日程第1。会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、
10番・黒沼君、 11番・鴻池君、 1番・渡邊君
を指名いたします。

◎会期決定

- 議長（菊地誠道君） 日程第2。会期決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思います。
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。
よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎行政報告及び諸般報告

- 議長（菊地誠道君） 日程第3。行政報告及び諸般報告を行います。
町長から、本臨時会招集理由とあわせ行政報告を求めます。
町長・佐藤君。

- 町長（佐藤吉彦君）（登壇） 第1回臨時町議会の開催にあたり、その招集理由並びに行政報告について申し述べます。

まず、はじめに本臨時会の招集理由であります。育成牧場の今後の経営の健全化及び使命の明確化を目的として、「標茶町育成牧場条例の一部を改正する条例」と、新規条例として「標茶町めん羊振興に関する条例」について議決をいただきたく、また、ふるさと納税が予想を上回り、返礼品の予算が不足となること、また医師確保に係る経費などとして令和元年度標茶町一般会計補正予算ならびに令和元年度標茶町病院事業会計補正予算

について議決をいただきたく、本臨時会を招集したものであります。

続いて行政報告をいたします。

令和元年第4回定例会後から昨日までの一般事務及び行政上の経過につきましては、印刷配付のとおりでありますので、それによりご理解いただきたく存じます。

なお、次の点について補足いたします。

常勤医師の確保についてであります。

かねてより懸案でありました、常勤医師を確保することができましたので、ご報告いたします。

医師は、現在関西在住の女性内科医でありまして、本年3月3日より町立病院へ勤務いただくこととなっております。

平成30年12月以降、職員採用代行会社に標茶町立病院の専任職員を設置し、人材紹介会社に登録している医師にアプローチを行ってまいりましたが、昨年12月17日にご本人と面談し、その後勤務について、ご承諾をいただいたところであります。

これにより、現在2名の内科医が3名となることから、院長及び副院長の激務が軽減されるものと考えております。

今後、診療体制につきましては、広報しべちや等でお知らせをしてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

なお、今回の常勤医師確保に関する経費について、補正予算案を提案させていただいておりますので、後ほどご審議いただきたく存じます。

以上で今臨時会にあたっての招集理由並びに行政報告を終わります。

○議長（菊地誠道君） ただいまの口頭による行政報告に対して簡易な質疑を認めます。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、次に議長から諸般報告を行います。

諸般の報告は、印刷配付のとおりであります。

以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

◎議案第1号

○議長（菊地誠道君） 日程第4。議案第1号を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

育成牧場長・常陸君。

○育成牧場長（常陸勝敏君）（登壇） 議案第1号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、現在、令和2年度からの向こう10カ年を目標とする育成牧場の中長期計画策定を進める中で現状の使用料等についても検証を進めたものであります。この中長期計画を進めるため、及び育成牧場の今後の経営の健全化、設置目的を達成してい

くためにも、使用料等の一部改正、区分の整理が必要と判断し、現状に即し適正な負担を求めたく提案するものであります。

なお、施行日については、標茶町育成牧場運営審議会に諮問し、審議され、令和元年12月25日付けで答申された意見をもとに、改正内容としたものであります。

以下、内容についてご説明いたします。付属の説明資料は新旧対照表となっておりますので、あわせてご覧ください。

議案1 ページ、説明資料1 ページでございます。

議案第1号 標茶町育成牧場条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町育成牧場条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次ページに移ります。

標茶町育成牧場条例の一部を改正する条例

標茶町育成牧場条例（昭和47年標茶町条例第19号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「おおむね」を削り、同項第1号中「5月15日」を「5月1日」に改め、同項第2号中「5月14日」を「4月30日」に改める。

これは、放牧期、舎飼期の期間設定を、以前の夏季放牧期を中心としていた頃の一斉入牧、一斉退牧という日程を決めての実際の放牧開始日、舎飼開始日を設定した状況から、近年は通年預託希望も多くなっている中、一斉入牧、一斉退牧という設定ではなく、随時入退牧を認めていることもあり、おおむね表記を改め、毎年度開始日に変更することなく、放牧期と舎飼期を一律設定したいというものであります。

次に、第8条表中

「区分、哺育使用料、1頭1日につき、金額500円、放牧期使用料、若齢育成群1頭1日につき、200円、受精妊娠群1頭1日につき、250円」を

「区分、哺育使用料、1頭1日につき、金額650円、放牧期使用料1頭1日につき、300円」に改め、

「区分、周年使用料、同じ、金額400円、摘要、引続き1年以上預託する場合及び哺育終了後引続き預託する場合」を削る。

これは、使用料、手数料のうち預託牛群別育成原価など大きな開きのある使用料の一部改正と、放牧期の区分、若齢、受精群と分かれているものを一本化する見直し、また、利用者が少なかったころの預託者確保を目的に政策的に設定をした周年使用料についての廃止を行うものであります。

附則

（施行期日）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第1号 第8条の表周年使用料の項の改正規定 令和2年6月1日

（2） 第8条の表哺育使用料の項及び放牧期使用料の項の改正規定 令和3年4月

1日

これは、放牧期、舎飼期の期間設定は令和2年度から、周年使用料は、6月1日から5月31日を1年周期として使用料をいただいていることから、令和2年5月31日をもって廃止、その他の使用料改正は令和3年4月からとしたいというものであります。

以上で、議案第1号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

類瀬君。

○2番（類瀬光信君） 昨年12月の定例会において、牧場の収支状況を確認する質問に対し、黒字であるというふうに答えています。10年間さかのぼってもほぼ黒字という経営状況であり、そこだけを見れば、現時点で料金を上げる必要はないと思いますけれども、その点いかがか。また、現在策定中の中長期経営計画を全員協議会での説明を行っておりますけれども、その中で牧場の運営に関する基本的な事項についてさまざまな質問・疑問が投げかけられていますが、それに答えることなく今回条例改正を断行する意図は一体どこにあるのでしょうか。

さらに今回の料金の条例改正について、牧場運営審議会に諮って了承されたとしていますが、審議委員は各地区の利用者の代表ではありませんけれども、各地区において個々に対する説明責任というのを負っていません。したがって、利用者個々には今回の料金改定に関して意見を述べる機会が与えられていないと思われませんが、それについては問題はないのでしょうか。

昨今、町が政策決定の材料として、積極的に活用しているアンケート調査等を実施すべきではないのでしょうか。また、この件に関して利用者の過半数を占める道外の利用者が全く無視されておりますけれどもその理由はなんなのか。また、それについて問題はないのか伺います。

○議長（菊地誠道君） 育成牧場長・常陸君。

○育成牧場長（常陸勝敏君） お答えいたします。

何点かのご質問だったので、漏れたらもう一度再質問いただければと思いますけれども、まず、ここ数年の収支状況等々から黒字という数字、その数字を見て、それだけを見るとというご質問だったと思いますが、決算上の収支状況の中には町の一般財源も入れた収支に当然なっております。ですから使用料だけで全てを賄っているかということと実際にはそういう状況ではないところの決算になっております。

今後の中長期計画、今策定を進めている状況でございますがその中で今後の牧場を運営していくためには施設の整備、それから機械・車両等々の更新、整備等も当然必要になると思います。その中でそういう投資部分も含めて考える中では収支的には今後厳しくなっていくと思います。その中でそういう部分も含めて使用料のあり方について検討をした状況で

ございますので、その10カ年を見越して使用料としてどうあるべきかという数字でございます。

それからさきの全員協議会でさまざまな意見、疑問というご質問だったと思いますが、全ての質疑の部分というのはちょっと今、さかのぼって開かないと答えられないのですが、おおかた、私の感覚として使用料改定についての意義と言いますかそういう部分についてのご質問は、そんなになかっただろうと思っております。

運営のあり方、牧場として今後どう考えていくのかというようなご質問はありましたので、その中で標茶町育成牧場としてこう進んでいくべきだということでお答えをしていることでございますので、そういう感覚でございます。

運営審議委員会で委員については利用者の代表という中で委員構成されています。末端の利用者の意見を聞けないのではないかとご質問だったと思うのですが、利用者の代表として審議委員に選ばれておりますので、全ての利用者を集めて意見を聞くべきかどうかというのは、私はそこまでの部分は考えておりませんでした。当然、審議委員として利用者の中から代表として、選ばれておりますのでその中から意見をいただき審議され、その中で意見のあった答申をもとに今回提案をさせていただいておりますし、アンケート調査の必要性もございましたが、そこについてはそこまでの考えはもっておりません。

道外の利用者は無視しているのではないかとご質問だったと思いますが、同じく利用者の中の1人と言うか、1戸と言いますか、1団体と言いますか、そういう形でございますので、その中で審議委員会というのもありますし、その中でのご意見を踏まえて今回の提案とさせていただいておりますので特別、無視したとかそういうことではございませんので、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） 標茶町育成牧場は町が設置した公共施設でありますので、例えば今、お答えいただいた中長期計画の中でその投資をこれからしていく分について、料金でお金を集めるんだという、そういうことというふうに今受け止めたのですけれど、まずそれともう一つ、赤字か黒字かの考え方に対してですけれども、公共牧場がそもそも、利益を追求するそういうものではないわけで、黒字であることにこだわる必要はないと思うのですね。他の公共施設と同じだと思うのです。そのことについてどうなのかということと、インフラ整備を進めるに当たって、料金を上げなければならないんだと。今回の平均100円程度になる料金の値上げによって現状で1億円くらい利用者の負担がふえて、それをインフラ整備の原資の一部にしていくという考えだと思うのですけれど、ほかの公共施設の整備と考え方として一体何が違うのかと。ほかのものについてもそうやって利用者負担というものを都度、求めていくというそういうことになるのか、その点もお伺いしたいです。

それからもう一つ、全員協議会の中で、町営牧場の今後の運営方法、基本的なあり方については、実際には正確なところは答えていただけていない、ほかのことに関しては、今

おっしゃった通りお答えをいただいているものだと思いますが、今後の牧場のあり方を考える上で、例えば民営化ということを考えてときに、この実質、料金値上げの条例改正を今やってしまうということは、例えば仮に民営化された場合の切り札というのをここで切ってしまうことになるんですね。そういった点で本来であれば先に中長期計画を十分な議論の上で策定し、それによって、料金のことも考えていくというのが筋なのではないでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 育成牧場・常陸君。

○育成牧場長（常陸勝敏君） お答えいたします。

公共施設としてのあり方、それから黒字に何がなんでもする必要はないのではないかなというふうな分、平均で1億円の収入増等々のまず1点目のお話かと思いますが、投資をするから全て使用料ということでは当然ございません。運営経費として全員協議会の中でもご説明させていただいておりますが、経費率もアップしておりますし、今後の推移を見ただ中ではそういう部分で数字的に厳しくなってくるというのもございます。あと、当然、投資部分での整備も含まっておりますので、それらトータルとして牧場運営、このままの使用料では10カ年数字を積み上げた場合に約5億近くあわなくなるという数字が試算でできました。その中で投資をしなければ全部プラスになるかということ、そういうことでも当然ございません。投資のうちの半分は町の一般財源で補填をするというルールで進めております。ですから使用料を上げたから全部を賄っているかということ、そういうことでもございませんし、今までもそうございました。ですから利用者の負担として現状の使用料がどうかという精査をして、その中で一部現状から考えて数字があわないというものの一部について改正をするという提案でございます。

平均1億という数字が出ましたが、周年使用料廃止という部分もありまして、単純に1億の増加にはなりません。6,000万円から7,000万円くらいの増の数字で試算をしております。

ほかの公共施設の使用料も含めての質問かと思いますが、その辺については私が全て答えるべきではないのかもしれないのですが、使用料、手数料については当然一定の負担というものはあるべきだと思っておりますし、牧場の利用者についても適正な使用料というものはあるべきだということで、今回提案をしておりますのでご理解いただきたいと思います。

2点目の質問の民営化を万が一今後考える場合に、切り札としてそれを使ってしまったのではないかなというふうなご質問かなと思いますが、その切り札となるのかどうかというのはちょっと私にはわからないのですが、民営化がどうかというのはそこも当然、中長期計画策定を進める中では、どうあるべきかというのは議論もしております。ただ、現状として今、この数年先でそういう状況が見込めるかということと標茶町の育成牧場については、今そういう状況にはない状況でございます。町営牧場としてこのまま当面進んでいく中でも、どうあるべきかということと土台に中長期計画策定を進めておりますので、民営化とかそういう議論が始まる時点で使用料のあり方とかそういうのは当然、別な議論になる

のかなと思いますので、切り札云々という部分について今回使ったとかそういうことでも全然ございませんので、今の牧場、今後進めていく中でどうかというところでの議論、そこは運営審議会、ほかの関係者との協議も踏まえ説明もしました。運営審議会の中でもいろんな意見をいただきながら、そこで最終的に審議会から答申いただいた意見を尊重し今回の提案としておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） ほかの施設の絡みがお話としてありましたので、私のほうから若干、説明の答弁をさせていただきたいというふうに思います。

一般論になるかもしれないのですが、町が担うべき分野として民間がなかなかサービスを提供できない分野、そういった部分に意を配さなければならない、そんな中で育成牧場がいまだに公的な部分で運営せざるを得ない状況にあるという、まず1つにそこがあるかというふうに思います。しかしながら受益者における応益負担というのは当然求められるべきものだというふうに考えております。そこが基本線であります。そして、その応益負担でありますけれども、地方自治法の中でも適宜適切な価格設定をなさいということがうたわれております。実は本町の手数料全般においてこの20年、30年きちんとした見直しが行われていなかったのではないかという着眼点でですね、検証作業を指示しているところであります。

やみくもに黒字化とかあるいは収益を追求するというのではなくて、社会情勢等々で値上がりしたものに对应するもの、そして受益者の負担が適切であるかどうか、そういった総体的な判断の中で価格を定めていくべきだと考えておまして、その辺は収益を追求するというのは我々に与えられている任務からははずれているのかなというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） まず今回の条例改正による値上げがイコール投資の費用ではないということを伺ったわけですが、ただ本来であれば公共施設のインフラ整備というのは設置者が全額負担すべきものであってその運営等に係る経費について、受益者に負担をいただくというのが筋であって、そういったインフラの整備まで例えば半分にしても、受益者が負担しなければいけないのかどうかという質問であったので、その分についてはもう一度お答えいただかなければならないのかなと思います。

それと今回提案されている料金の改定というのが、全道的に見て高いのか安いのかというところは決して高くはないです。適正な値段であるというふうに思います。ただ民間も含めてこの料金でやっていくということは、保証もそれなりに上がるということになると思うのです。事故であるとかそれから育てた牛に対する評価が低い場合の保証というのを民間では例えば行っている。料金だけ同じにしてそういったところを置き去りにするというのはたぶんならないだろうと思うし、預けるほうとしてはおそらく納得できないのではないかと思いますので、そういったことをどのように考えられているかということ。

それから私やはり利用する農家の方々のことを考えると中長期計画というものをきちんと固めて育成牧場がこれからどのように運営されて、どのようなサービスを皆さんに提供するのかということを示した上で必要なインフラ整備をおこなって、そのために応分の負担が出てくると、ただそれはインフラ整備のためのお金ではなくて、サービスを向上させるためのお金であるというような、そういう順序になるのではないかと思うのですが、先にお金のほうを固めるということの順序が違ってないかということのお尋ねをしたわけで、それについてのお答えはいただいていませんので、再度お願いいたします。

○議長（菊地誠道君） 育成牧場長・常陸君。

○育成牧場長（常陸勝敏君） お答えいたします。

インフラ整備について公共施設ということで設置者が負担すべき、利用者が半分なり負担するのはおかしいのではないかというご質問かと思いますが、インフラ整備と施設の整備、機械・車両の整備となりますけれども実際牧場を運営していく中で今後どのような施設なり、機械・車両、標茶町育成牧場は草の管理もしておりますし、牛の管理もしております。その中で更新なり整備が必要になってくるという部分で、一概に他の公共施設の整備とはイコールにはならないのかなと私は考えております。運営していく中で投資が必要になる部分の計画を作る中で数字を固めまして、それら含めて現状の使用料の部分を検証したという状況でございます。

それから料金改定の部分で適正な値上げをする部分についてそれなりの補償、評価等々も上がるのではと、それを置き去りにしていることはないですよというご質問かと思いますが、当然それは今までもそうでございますし、これからもそうでございます。牛を預かって農家に喜ばれる牧場であるべきだと思いますし、評価をいただかなければ、意味がない牧場でございますので、当然事故が起きた、何かあるという場合については、補償なりの部分は出てきますけれども、そういうことがないように運営をしていくという基本のもとやっておりますので、そこを置き去りにしているということはありません。

それから中長期計画を先に利用者に示してからその後に使用料の改定なりの議論をすべき、順序が違うのではというご質問かなと思いますが、ここについては中長期計画を作る中でその使用料も検証を進めたという同時並行で進めております。中長期計画を先に示すというのは、先に示したときに使用料改定ありきで作っているのではという議論に逆になる可能性もございますし、今審議をいただいている使用料改定、これも同時並行に策定の中で進めなければ、計画が作りあげられないという部分もありましたので、利用者については利用者なり今後のスケジュールとしてはこの料金改定がどうなるかという部分もございまして、そこが決まった時点で中長期計画の策定も……

○議長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時39分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

育成牧場長・常陸君。

○育成牧場長（常陸勝敏君） 先ほどの答弁の続きになりますけれど、中長期計画の策定、その計画を先に示すべきではというご質問の順番が違うのではというようなご質問にしましては、この使用料改定も同時に中身として進めておりますので、それを含めての計画策定になりますので、それらが固まった時点で利用者等にもお示ししようと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「議長、休憩」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時41分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご質疑ございませんか。

黒沼君。

○10番（黒沼俊幸君） 具体的に申し上げますと上オソベツ地区に草地利用している牧場のことで長期計画を拝見しましたところ、バンカーサイロの建設がここ二、三年ではなく5年後に載ってございました。これは上オソベツの牧場はダンプで運搬するという形態をとっていますが、この形態を上オソ地区にするための施設なのか、今の牧場の近くにそのバンカー施設を建設する予定なのかについてお伺いしておきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時44分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

黒沼君。

○10番（黒沼俊幸君） ちょっと私が、はやとちりいたしましたので、料金を改定にするについて私は現状を決算でも指摘しましたところ、数字は適正なことはわかっておりましたのでこれはいいかなと思ってございますが、今後3年後、5年後以降について料金が今の料金ではやれないということで、改定されます。ということは経費がそれなりにかかっていくから改定を利用者に説明して承認していただく作業を今しているのだと思うのですが、具体的にずっと考えた点で今厚岸の牧場にならってロールサイレージ主体で安いや

り方をうまくやって乗り切ってきているのをそばにいますからよくみております。それを農協のコントラのようにワンセットで大量の牧草地を処理するやり方、これはやり方によっては燃料も高いし高額な経費を必要とする作業になるんだなというふうに思っていますから、そこでですね上オソ牧場に限ったことではありませんけれども、全部が全部牧場の傾斜のつよいところでは刻みのサイレージはできませんけれども、バンカーサイロというのは刻みを一気に詰め込むことができる施設ですから、それをこのタンカーと連動しているのではないかなと私は思っているので、その辺についてのご回答をいただければと思います。

○議長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時46分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

育成牧場長・常陸君。

○育成牧場長（常陸勝敏君） お答えいたします。

今後の施設整備も含めた部分、経費のあり方等々の質問かと思えます。現状としてロールサイレージ主体で全てという状況になりますと、まず期間的に作業的に直営だけでは厳しくなる部分もございます。それらも含めまして、刻みサイレージも含めた作業体系としていまして、刻みサイレージについては自前で機械もございませんので、業者委託をしている状況でございます。それらに必要な施設としてバンカーサイロの計画もございしますが、これについては多和の近隣の場所に建設を計画しておりまして、上オソ団地につきましては草をとっておりますが、その場所でスタックサイロを作って、今後についてもその状況で考えております。

経費がかからない方法、当然それは牧場運営の中でどうやっていくかという部分もございしますが、良質粗飼料確保、それから現状の人員も含めた作業の効率化なり、草については皆さんご存じかと思えますが採れる時期というのは決まっておりますので、その中でどう効率的にやっていくかと、その中でこの施設が必要ではないかというものについて計画の中で施設、機械、車両、最低限のものについて各年次で計画をしております。

なお、3年後、5年後これがそのまま計画通り進むかどうかというのも当然あるかと思えます。審議会の中でも審議されましたし、答申の中で適時見直し、使用料についても適時見直し検証をしてほしいという中で、当然牧場としても計画の推移なり今後の例えば今回立てる計画が3年後にどうなっているか、その後の計画としてそのまま行くべきなのか、少し見直しをしなければならないのかというような部分もありますので、3年ごとぐらいに計画の内容については見直しをするということで考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第1号は原案可決されました。

◎議案第2号

○議長（菊地誠道君） 日程第5。議案第2号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

育成牧場長・常陸君。

○育成牧場長（常陸勝敏君）（登壇） 議案第2号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、育成牧場におけるめん羊飼育及び販売について昭和49年から開始し、約45年の歴史があり、多い時には1,000頭を超える頭数となっていた時期もありましたが、近年は150頭前後の飼育頭数という状況であります。当初から本町の畜産と観光の振興、平成14年度からは福祉連携も目的として事業展開されております。

しかしながら、めん羊事業における目的などの規程化もなく、どのように進めていくべきかのビジョンもしっかりしていないところもあり、この度の育成牧場中長期計画策定にあたり、めん羊事業の将来目標なども明記化するのに合わせ、標茶町めん羊振興に関する条例及び必要な事項についての規定を制定したく提案するものであります。

なお、本内容は、標茶町育成牧場運営審議員会に諮問し、令和元年12月25日付けで規定制定が必要であるとの答申を受けたものであります。

以下内容についてご説明いたします。

議案4ページをご覧ください。なお、別冊議案説明資料3ページから5ページ、規則（案）を載せておりますので、あわせてご参照ください。

議案第2号 標茶町めん羊振興に関する条例の制定について

標茶町めん羊振興に関する条例を別紙のとおり制定する。

次ページに移ります。

標茶町めん羊振興に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、標茶町育成牧場（以下「牧場」という。）において優良なめん羊を育成し、生産された羊肉と羊毛の還元に努め、畜産と観光の振興に寄与することを目的に、必要な事項を定めるものとする。

(管理業務)

第2条 牧場は、目的を達成するために次の業務を行う。

- (1) 羊の繁殖及び生産に関すること。
- (2) 羊の飼養管理に関すること。
- (3) 優良種めん羊の導入に関すること。
- (4) その他目的達成に必要な事項
(めん羊肉、羊毛または生体の譲渡)

第3条 牧場が生産するめん羊肉、羊毛または生体の譲渡を希望する者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。

- (2) 前項の許可は、標茶町の畜産の振興、観光の振興に寄与する場合とする。
- (3) 譲渡の許可を受けたものは、別表に定める料金を納めなければならない。ただし、町長が試験研究その他特別の事由がある認めるときは、料金の全部または一部を免除することができる。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

次ページに移ります。

別表（第3条関係）

区分、羊肉、重量単価、と畜解体後の枝肉重量1キログラム当たり2,500円。ただし、申請者が町内在住の場合は、1キログラム当たり2,000円とする。

その他料金、と畜解体料実費、運搬手数料1頭当たり2,000円。

羊毛、1キログラム当たり120円。

生体、生体重1キログラム当たり1,000円。

上記に定める料金に消費税法（昭和63年法律第108号）、地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する消費税額及び地方消費税額を乗じて得た額（その金額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を納めなければならない。

以上で、議案第2号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前10時57分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

育成牧場長・常陸君。

○育成牧場長（常陸勝敏君） 先ほど説明した内容に一部訂正がございましたので、ご説明いたします。

条例文の第3条、第3項の3行目、特別の事由がある認めるときとなっておりますが、特別の事由があるとの「と」が抜けておりましたので、追加・訂正してお詫び申し上げます。

以上で説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） 管理業務、第2条の関係なんですが、当初は1,000頭ぐらいいて、今は150頭前後ということなんですが、管理業務に関してただでさえ今人手不足ということで、どんどんめん羊がふえていくということで、管理業務が十分になされるのかなという懸念を持ちます。そういう点からここに4項ありますが、管理業務は直営でと考えているのかまたは民営でという考え方なのか伺っておきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 育成牧場長・常陸君。

○育成牧場長（常陸勝敏君） お答えいたします。

現状、ここ数年は今言った説明したとおり150頭前後の飼育頭数でございます。ここについては平成14年度から福祉連携も含めた中で飼養管理もしておりました。その中で牧場として管理できる頭数がそのぐらいということで進めているところなんですが、現状としてその飼養管理、適正な管理を含めた部分で課題もあろうかなと感じております。牧場の職員の数も限られている中、牛のほうが頭数がふえてきておまして、そちらに当然管理業務としてはウエイトがいつてしまう。羊についてはどちらかというとき空きの中で頑張るしかないというような状況でございます。その部分も含めてこういう条例も提案させていただいておりますが、今後どうあるべきかという部分で、民営化というのはそこまでは今考えておりませんが、まずは適正な管理ができる体制ということで、専門員的な職員といえますか、羊のどちらかというとき知識がある人をこの後募集をかけたいというような状況で考えております。そこがどうかどうかというのがありますが、そういう部分でまずはしっかりした管理体制、その上で頭数がどうあるべきかというのは、次のステップとして考えていこうと。

まずはしっかり管理をできる体制、あと施設の部分も含めて今後体制をしっかり整えた上で、この条例の目的にあう部分に進んでいこうということで、まずは課題として抱え

ている部分もありますので、課題解決をして進んでいきたいなということで考えております。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

類瀬君。

○2番（類瀬光信君） 新規の条例ということで、その趣旨に関してだけ質問させていただきます。

第1条の、「優良なめん羊を育成し」というところの優良なめん羊の1つの基準として抗プリオン病に対する抵抗抗体の保有のレベル、後段で出てくる生体の譲渡というところにも関わりますので、その基準をどの程度にしようとしているのかお伺いしたい。

○議長（菊地誠道君） 育成牧場長・常陸君。

○育成牧場長（常陸勝敏君） お答えいたします。

数的にいくらにもっていくとかっていうのは現在のところ数的にはもっていません。ただ、当然スクレイピーも含めた病気の部分もございますので、まずは今牧場にいる羊の個体のどういう系統で生まれてきて、どういう親から生まれた羊なのかという部分でしっかりした管理をしております。そこを進めております。その上で導入も含めた、当然雄がいなければ繁殖もふえていきませんので、近親相姦にならないような体制も当然考えた中で進めていきますので、その中で抗プリオンの部分もクリアできるように体制を進めていきたいと考えております。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となりました議案第2号は総務経済委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることにいたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、ただいま議題となりました議案第2号は総務経済委員会に付託の上、閉会中継続審査とすることに決定いたしました。

◎議案第3号ないし議案第4号

○議長（菊地誠道君） 日程第6。議案第3号、議案第4号を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君）（登壇） 議案第3号の提案趣旨についてご説明いたしま

す。

本案につきましては、令和元年度一般会計補正予算（第5号）であります。町立病院において常勤の内科医の確保が確実となったことから、それにかかわる対応と12月の第3回定例会に提案させていただき、補正していただきましたふるさと納税に対する返礼品等の予算が足りなくなることから、歳入歳出それぞれ2,135万2,000円を追加し、総額を118億6,100万3,000円としたいというものでございます。

歳出の主なものを申し上げますと、ふるさと寄付記念品贈呈事業、504万円の追加。他会計への繰り出しにつきましては病院事業会計へ1,616万2,000円の追加をいたしております。

歳入につきましては、特定財源を見込み地方交付税を追加し、収支のバランスを図ったところであります。また、債務負担行為で1件の補正提案をいたしております。

以下、内容についてご説明いたします。

令和元年度標茶町一般会計補正予算（第5号）

令和元年度標茶町の一般会計補正予算（第5号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,135万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、118億6,100万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

以下、内容について、歳入歳出補正予算事項別明細書に従いご説明いたします。

9ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

なお、2ページ、3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」については、ただいままでの説明と重複しますので説明を省略いたします。

4ページをお開きください。

第2表 債務負担行為補正でございます。

事項は、畜産特別支援資金（令和元年度）、補正前はございません。補正後の期間は令和2年度から令和26年度までで、限度額を融資金3,202万3,000円に対する利子補給、年0.18%、84万9,000円とするものです。

10ページをお開きください。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書でございます。

事項は、畜産特別支援資金（令和元年度）、債務負担行為の限度額、補正後でございますが融資金3,202万3,000円に対する利子補給、年0.18%、84万9,000円。当該年度以降の

支出予定額ですが、補正後、令和2年度から令和26年度までで、金額84万9,000円。左の財源内訳ですが、国道支出金56万6,000円の追加、一般財源で28万3,000円の追加でございます。合計では債務負担行為の限度額5億5,286万4,000円。前年度末までの支出見込額3億2,956万6,000円。これにつきましては当初と変更ございません。当該年度以降の支出予定額ですが、2億2,329万8,000円。括弧内の3,266万1,000円につきましては、令和元年度の支出予定額となります。当初と変更はございません。財源内訳ですが国道支出金2,897万6,000円。一般財源で1億9,432万2,000円とするものです。

以上で、議案第3号の内容の説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 病院事務長・浅野君。

○病院事務長（浅野隆生君）（登壇） 議案第4号の提案趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案は、令和元年度標茶町病院事業会計補正予算（第2号）でございまして、収益的収入、支出それぞれ1,616万2,000円を追加し、総額を12億1,920万1,000円にしたいというものであります。

資本的収支につきましては、支出を222万2,000円追加し、総額を1億4,161万円にしたいというものであります。

収益的収入及び支出補正の内容を申し上げますと、支出では常勤医師の採用に伴う費用1,616万2,000円の追加補正を行うものであります。

一方、収入につきましては、総務省の繰出し基準に基づき他会計補助金、負担金計で1,616万2,000円を追加し収支を整えるものであります。

次に、資本的支出補正ですが、建設改良費の有形固定資産購入費として常勤医師の採用に伴う器械及び備品購入費222万2,000円の追加補正を行うものであります。

以下、内容につきまして1ページからご説明申し上げます。

令和元年度標茶町病院事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和元年度標茶町病院事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和元年度標茶町病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

（4）主要な建設改良事業、器械及び備品購入費、補正予定量222万2,000円を追加し、1,495万2,000円とするものです。

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入、第1款、病院事業収益、補正予定額1,616万2,000円を追加し、12億1,920万1,000円に。第2項、医業外収益、補正予定額1,616万2,000円を追加し、5億733万3,000円に。

支出、第1款、病院事業費用、補正予定額1,616万2,000円を追加し、12億1,920万1,000円に。第1項、医業費用、補正予定額1,616万2,000円を追加し、11億8,813万5,000円にするものです。

次ページへまいります。

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「3,936万8,000円は減債積立金5万6,000円及び過年度分損益勘定留保資金3,931万2,000円」を「4,159万円は、減債積立金5万6,000円及び過年度分損益勘定留保資金4,153万4,000円」に改め、資本的支出の予定額を、次のとおり補正する。

支出、第1款、資本的支出、補正予定額222万2,000円を追加し、1億4,161万円に。第1項、建設改良費、補正予定額222万2,000円を追加し、3,462万2,000円にするものです。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第5条に定めた経費の金額を、次のように改める。

(1) 職員給与費、補正予定額244万1,000円を追加し、7億6,902万円にするものです。

(他会計からの繰入金)

第6条 予算第6条に定めた一般会計からこの会計へ補助、負担を受ける金額を、次のとおり補正する。

(1) 医療対策費補助、補正予定額1,511万3,000円を追加し、2億1,832万4,000円に。

(2) 医療対策費負担、補正予定額104万9,000円を追加し、4億3,749万8,000円に。

合計、補正予定額1,616万2,000円を追加し、6億7,215万3,000円とするものです。

次に、予算説明書によりご説明いたします。

11ページをお開きください。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

次に、5ページをお開きください。

こちらはキャッシュ・フロー計算書の補正後です。

1 業務活動によるキャッシュ・フローは(1)当年度純利益から(15)利息の支払額までの合計は、補正前と比べ34万3,000円増加し、6,416万6,000円であります。

2 投資活動によるキャッシュ・フローは(1)有形固定資産の取得による支出から(3)他会計からの繰入金による収入までの合計は、補正前と比べてマイナス202万円増加し、マイナス3,155万円であります。

3 財務活動によるキャッシュ・フローは補正前と同じ、マイナス698万8,000円です。

以上のことから、4 資金増加額は、補正前と比べ167万7,000円減少し、2,562万8,000円となります。

5 資金期首残高は、補正前と同じ、1億991万7,000円となります。

6 資金期末残高は、補正前と比べ167万7,000円減少し、1億3,554万5,000円となります。

次に、8ページをお開きください。

貸借対照表の補正後であります。

資産の部。

1 固定資産、(1)有形固定資産は、イの土地から、へのリース資産までの合計は補正前と比較して202万円増の15億9,639万6,000円。(2)無形固定資産は、補正前と同じ38万8,000円。(3)投資、補正前と同じ1億円。

固定資産合計は、補正前と比較して202万円増の16億9,678万4,000円となります。

2 流動資産、(1)現金・預金は補正前と比較して167万7,000円減の1億3,554万5,000円。(2)未収金は補正前と同じ6,000万円。(3)貯蔵品は補正前と同じ800万円。流動資産合計は、補正前と比較して167万7,000円減の2億354万5,000円です。資産合計は、補正前と比較して34万3,000円増の19億32万9,000円となります。

次のページにまいります。

負債の部。

3 固定負債、(1)企業債と(2)リース債務の合計で補正前と同じ5億3,107万4,000円。

4 流動負債、(1)企業債から、(5)預り金までの合計で補正前と比較して34万3,000円増の2億2,914万3,000円。

5 繰延収益、長期前受金から長期前受金収益化累計額を差し引いた額で補正前と同じ1億5,287万1,000円。

負債合計は、補正前と比較して34万3,000円増の9億1,308万8,000円となります。

資本の部。

6 資本金、補正前と同じの9億8,393万4,000円。

7 剰余金、(1)資本剰余金と(2)利益剰余金の合計は補正前と同じ330万7,000円。

資本合計は、補正前と同じ9億8,724万1,000円となります。

負債資本の合計は、補正前と比較して34万3,000円増の19億32万9,000円となります。

次に3ページから4ページですが、こちらは補正予算実施計画で、ただいまの説明と内容が重複いたしますので省略させていただきます。

なお、本案につきましては1月22日開催の第3回標茶町立病院運営委員会において、承認されておりますことを、ご報告申し上げます。

以上で、議案第4号の提案趣旨並びに内容について説明を終わります。

○議長(菊地誠道君) これより質疑を行います。

はじめに議案第3号、一般会計補正予算。第1条、歳入歳出予算の補正、歳出、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） なければ、歳入歳出予算の補正、歳入、一括して質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、第2条、債務負担行為の補正について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、次に議案第4号、病院事業会計補正予算。第1条、総則から第6条他会計からの繰入金まで一括して質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。
質疑は終結いたしました。
これより討論を行います。
討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。
これより議題2案を一括して採決いたします。
議題2案は、いずれも原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。
よって、議案第3号、議案第4号は原案可決されました。

◎閉議の宣告

○議長（菊地誠道君） 以上をもって、本臨時会に付議された事件の議事は全部終了いたしました。
これで本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（菊地誠道君） 以上で、令和2年標茶町議会第1回臨時会を閉会いたします。
（午前11時33分閉会）

以上、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 菊 地 誠 道

署名議員 1 0 番 黒 沼 俊 幸

署名議員 1 1 番 鴻 池 智 子

署名議員 1 番 渡 邊 定 之